

エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・トド・アザラシ等の駆除に関する要望意見書

上記について、稚内市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 7 日 提出

提 出 者

議 員	横	澤	輝	樹
	吉	田	大	輔
	栃	木	潤	子
	相	内	玲	子
	鈴	木	利	行
	佐	藤	由	加里

エゾシカ・ヒグマ・アライグマ・トド・アザラシ等の駆除に関する要望意見書

稚内市をはじめ、道北地域におけるエゾシカの実態は、毎年の捕獲数を上回る繁殖がみられ、諸々の被害の拡大と深刻さが進んでおります。車との衝突に伴う人身・物損事故をはじめ、牧草地の新芽の食害、冬季間の立木樹皮食害による森林の「立ち枯れ」、家庭菜園や花壇の食害、公園・スポーツ広場・学校グラウンド等の糞害による不衛生など、市民生活に多大な迷惑を与えています。

ヒグマの目撃・侵入の増大は、近年、環境の変化か、全道各地で住宅地へのヒグマの侵入が目撃され、稚内市においても報道されているところでもあります。特に、住宅地周辺の住民の憩いの場である小公園、散策路等は危険度が極めて高く、住民の不安は増すばかりです。

アライグマの繁殖増については、家庭菜園の食害や、倉庫に侵入し備蓄品の食害が拡大しています。

トド・アザラシについては、通年滞在する個体数が増加することにより、地域の資源である、たこ・かれい・さけ等の漁業被害や漁具被害の拡大が見られています。

以上のことから、地域産業や住民生活上、これらの駆除について、早急に広域的な取り組みを強化すべきと考えます。

よって、国及び北海道におかれましては下記の事項を実現するよう強く要望いたします。

記

1. エゾシカに関しては、個体数の減少に向け更なる駆除強化に努めること。
2. ヒグマに関しては、北海道ヒグマ管理計画（第2期）に基づき人とヒグマの共存関係の構築を目指すよう取り組むこと。
3. アライグマに関しては、国及び北海道と連携を図り、防除に協力すること。
4. トドに関しては、駆除など漁業被害防止対策への支援の充実・強化を進めること。
5. アザラシに関しては、北海道アザラシ管理計画（第3期）に基づき漁業被害の軽減に向けた取り組みを進めること。
6. これらに関する「ジビエ料理」の研究・開発・普及に対し積極的に取り組むこと。
7. これらに関する駆除ハンターの育成・編成の強化に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

稚内市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、北海道知事